

地鶏肉の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表
○地鶏肉の生産行程についての検査方法（平成 12 年 11 月 9 日農林水産省告示第 1411 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
地鶏肉の生産行程についての検査方法 1 適用範囲 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“<u>認証生産行程管理者等</u>”という。）が行う地鶏肉の生産行程についての<u>検査方法を規定する。</u> 2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 0844 地鶏肉 3 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、JAS 0844による。 4 生産行程についての検査 地鶏肉の生産行程についての検査は、<u>当該認証生産行程管理者等が生産荷口（素びなの品種、飼育の始期及び飼育方法を同じくする鶏肉及び受け入れた地鶏肉をいう。以下同じ。）ごとに、次によって行わなければならない。</u> a) 当該生産荷口の生産行程の管理記録[生産に係る鶏舎又は屋外飼育場（以下“<u>飼育施設</u>”という。）の所在地、<u>飼育施設</u>の面積、素びなの品種（交配様式）及び在来種由来血液百分率、素びなの受入日、素びなの受入羽数、28 日齢以降の飼育密度及び飼育方法、<u>ふ化日から飼育期間、食鳥処理日及び食鳥処理羽数についての記録をいう。以下同じ。]</u>の作成 b) （略） c) 当該生産荷口に係る生産の方法が JAS 0844 の簡条 4に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認	地鶏肉の生産行程についての検査方法 （適用の範囲） <u>第 1 条</u> この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び同法第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた外国生産行程管理者（以下「<u>認証生産行程管理者等</u>」と総称する。）が行う地鶏肉の生産行程についての<u>検査に適用する。</u> （新設） （新設） （生産行程についての検査） <u>第 2 条</u> 地鶏肉の生産行程についての検査は、<u>当該認証生産行程管理者等が生産荷口（素びなの品種、飼育の始期及び飼育方法を同じくする鶏肉及び受け入れた地鶏肉をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。</u> 一 当該生産荷口の生産行程の管理記録（生産に係る鶏舎又は屋外飼育場（以下「<u>飼育施設</u>」という。）の所在地、<u>飼育施設</u>の面積、素びなの品種（交配様式）及び在来種由来血液百分率、素びなの受入日、素びなの受入羽数、28 日齢以降の飼育密度及び飼育方法、<u>ふ化日から飼育期間、食鳥処理日及び食鳥処理羽数についての記録をいう。以下同じ。]</u>の作成 二 （略） 三 当該生産荷口に係る生産の方法が地鶏肉の日本農林規格（平成 11 年 6 月 21 日農林水産省告示第 844 号）第 3 条に規定する生産の方法についての<u>基準</u>に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認